

海外実情調査報告（フランス）

1. 日程・訪問先

(1) 日程

平成 12 年 5 月 2 日（火）～ 5 月 5 日（金）

(2) 訪問先

2 (火)	国立司法学院 (École Nationale de la Magistrature)	ボ ル ド ー
	ボルドー重罪院 (Cour d'Assises de Bordeaux)	
3 (水)	パリ重罪院 (Cour d'Assises de Paris)	パ リ
	パリ商事裁判所 (Tribunal de Commerce de Paris)	
4 (木)	司法省<司法業務局> (Ministère de la Justice < Direction des Services Judiciaires >)	
	弁護士事務所 (NGO, MIGUERES & ASSOCIES)	
	司法省<欧州国際局> (Ministère de la Justice < Service des Affaires Européennes et Internationales >)	
5 (金)	パリ弁護士研修学院 (École de Formation du Barreau)	リ
	パリ第2大学法学部 (Université Panthéon-Assas, Facultés de Droit)	

2. 参加委員

藤田耕三委員、石井宏治委員、井上正仁委員、北村敬子委員

随行事務局員：古財参事官、山口参事官補佐、山本（昌）調査第二係長

在仏日本国大使館：小栗健一一等書記官、山西宏紀一等書記官

3 . 調査結果（概要）

(1) 国立司法学院（Ecole Nationale de la Magistrature）

日時：5月2日（火） 9：00～12：00

面談者：クロード・アノー（Claud HANOTEAU）学院長

ジャン・ポール・ガロー（Jean Paul GARRAUD）初期研修部長

はじめに、アノー学院長と面談。その後、ガロー初期研修部長に学院内を案内してもらい、施設等について説明を受けた。

1 . アノー学院長との面談

< 説明 >

当学院は、司法官（裁判官、検察官）の教育を使命として、40年前に設立された。この時に、司法官になるためには試験を受けて当学院に入り、一定の研修を受けなければならないという仕組みができあがった。現在、ほぼ全ての司法官がこの学院の出身。

司法官については特別な教育が必要である。法学教授による教育のみでは不十分。実務家による教育が必要。

初期教育（ボルドー）と継続教育（パリ）を行っている。初期教育では、毎年200名の研修生を受け入れており、継続教育では、毎年約3,000名の司法官に対して、2～8日間のセミナーを行っている。

当学院の特徴は以下の2点。

◇ 技術的教育と理論的教育の両方を行っている。司法省から出向してきている常勤の教授陣に加え、毎年約400名の外部講師が来ている。これは、現代社会に対する興味を惹起させるためである。

◇ 裁判所で行う研修は、厳しい監視の下で行っている。学院長が責任者を任命し、監視に当たらせている。

トータルで31ヶ月間。25ヶ月間終了後に卒業試験を行い、合格するとさらに6ヶ月間、専門分野に絞った教育を行っている。

< 質疑応答 >

当学院での研修と大学教育との関係はどうか。

（答）学生は初中等教育を終えた後、4～5年の法学部教育を受けてくる。

したがって、既にそこで身に付けてきた素養については改めて教育する必要はない。当学院は欠けているところを補充するという役割を担って

おり、主に、具体的事件に対する法の適用の仕方を教える。

当学院と大学との間に交流はあるか。

(答) 大学に対して協力を要請し、それに基づいて大学側に一定の措置をとってもらっている。今の新しい世代の人達は、法学部での教育以外の教育、すなわち職業研修的な教育を求めている。そこで、当学院では教師1名に対し学生20名の少人数体制で、具体的事件についてディスカッションを行っている。学生は、大教室での講義方式に満足しない。

研修における監督について。例えば、落第者はいるか。

(答) 毎年2名程度の留年者がいる(全体数は約200名)。また、2年間に1人程度、退学者が出る。しかし、入所試験は登録者4,000名、受験者3,000名の難関試験であり、学生のレベルはもともと高い。

日本の司法試験もかなりの難関であり、受験技術に走る傾向が顕著だが、フランスでも同じ傾向が見られるか。

(答) その点はまさに議論になっているところである。その点はガロー部長から詳しい話があると思う。当学院への入学については30名程度の特例枠があり、弁護士、警察関係者、民間企業等からの人材が入ってきている。実社会の経験を反映した発言ができるので、授業では存在感が大きい。これは若い学生達を、単なるテクノクラートではなく、良き法曹に育てるための仕組みと言える。また、委員会の決定により一般社会人から直接司法官に採用するという制度もあり(ただし、当学院での一定の研修は必要)、毎年60~80人程度を採用している。したがって、当学院では毎年260~280人を受け入れていることになる。このように、司法官のリクルートの多様性には非常に注意を払っている。

入所試験に合格できなかった人、または長期間受験勉強を続けている人はどうなるか。

(答) 受験は3回までに制限されている。また、学生は当学院の入所試験とともに、警察官採用試験、租税調査官採用試験、国立行政学院入所試験なども受験している。たとえ全部に失敗したとしても民間企業へ就職する道もある。入所試験については、大学に準備課程がある。予備校もあるが、授業料が非常に高い。その意味で「反民主主義的」であり、エリート主義を増長させるものである。司法官が、高い授業料を払える上流の家庭出身者のみに限定されるようなことがあってはならない。

正義観、倫理観についての教育はどのように行っているか。

(答) 価値観や倫理観は多様化している。昔、私(学院長)の時代には、正義観や倫理観といったものは、各自が当たり前持っているものであった。しかし現在では改めて教育を行う必要がある。現在の裁判所は外部社会から守られている状態にある。しかし、透明性の要求やメディアの

発達により、外部に対し強い存在、社会からのプレッシャーに絶え得る存在となる必要が出てきた。そのためには社会と積極的にコンタクトをとらなければならない。現在当学院では、倫理教育を厳しくかつ十分に行っている。監察官が具体的な懲戒例を示しながら行っている。

2. ガロー初期研修部長による案内・説明

<施設見学及び説明>

(1階フロア及び中庭等)

初期教育の内容、リクルートの多様性、当学院の歴史、施設の由来等についての概略的な説明

(図書室)

4万冊の蔵書(基本書その他。雑誌も完備)。データベース及び蔵書目録で検索可能。その他に閲覧室、コンピューター室がある。なお、学生はほとんどコンピューターを所有している。

(セミナー室 研修指導室)

ディスカッションを中心としたセミナーを重視している。ビデオも使用して、臨場感を持たせるようにしている。現在、司法官職務紹介ビデオを作成している。

小法廷室もあり、模擬裁判も行っている。

女性の比率が高く、受験者の82%、入学者の70%超を占めている。20年程前から増加傾向にあり、比率は大学法学部よりも高い。

常勤教授陣は、18名。3つのグループに分かれている。

裁判官、検察官の志望は成績により決まるということはない(国立行政学院では成績により進路が決まるということがあるかもしれないが)。成績優秀者の中には、地方で直接的な関わりをもつことを重視して、まず地方に行くという者も少なくない。

(コンピューター室)

実際に当学院のホームページを見ながら、その内容についての説明。

(大教室)

当学院紹介のスライドを見ながらの説明。

教授陣は18人いるが、その他に国際担当4人がパリ校舎にいる。

入所試験のしくみ

大学卒業予定または卒業直後の者(27歳以下)を対象(「外部試験」)

最も一般的なコースであり、全体の3/4を占める。
公務員（40歳以下、4年以上の専門職業経験必要）を対象（「内部試験」）
社会人＜民間企業、弁護士等＞（40歳以下、8年以上の専門職業経験必要）
を対象

試験内容は、
、
は同じだが、
は前二者とは異なる（実務面重視）。

特例枠

◇ 各セミナーでは、それぞれの入学を一定比率ごとにバランスよく分けて

相互交流を図っている。

◇ 試験は、各県（海外領土を含む）で実施している。

初期研修は、実務教育と実地研修から成り立っている（31ヶ月間）。

（1年目）

2月入所

2月上旬：宣誓、倫理についての講義、控訴院見学など

2月下旬～4月：実地研修（外部社会とのコンタクト）

行政官庁、報道機関、民間企業、ボランティア活動、
外国留学等

5～12月：ボルドー校舎

以下の2つの内容を半分ずつ

・経済学、社会学等の一般科目（社会への関心）

・口頭表現、説得力、コミュニケーション力等の技術

（2年目）

1～12月：裁判所研修

控訴院及び大半（仏本土全181中141箇所）の大審裁判所
において、研修担当司法官に付いて研修を行う。司法官の
監視の下、全ての役職を経験できるので、良い経験になる。

これ以外にも、警察、刑務所における研修や、憲兵を経験
する研修などもある。

（3年目）

1～2月：弁護士事務所研修

2月末：成績試験

成績順にポストを選択（学生間で調整可能）

3～8月：選択ポストについての専門的な研修

9月：控訴院で宣誓し、司法官就任

(2) ボルドー重罪院 (Cour d'Assises de Bordeaux)

日時：5月2日(火) 16:00～17:30

面談者：ベルナール・ベセ (Bernard BESSET) 裁判長

はじめに法廷等を見学した後、フランスにおける参審制についての説明を受け、つづいて質疑応答を行った。

<説明>

(参審制の歴史的経緯)

アンシャン・レ・ジームでは国王から裁判権が与えられており、裁判は私人間の紛争解決を主たる目的としていた。モンテスキューやヴォルテールの影響を受け、革命を経て、国王の名による裁判をどうするかが問題になった。

1790年8月24日法が制定され(今日でも有効)、裁判権は司法と行政の二系統の仕組みとなった。また、司法の下での平等、裁判の無償制、裁判官の専門職業化、公訴権、刑事における陪審制などの原則が定められた。

重罪院の発展

陪審員と裁判所の協力関係の強化(実質的な参審制への移行)

1941年：陪審員と職業裁判官とは共に事実認定と量刑判断を行うこととなる。(陪審員 参審員)

民主化

1944年：女性も参加可能に

1978年：基本原則の確立(全ての市民は参審員になる権利を有し、選任は抽選に基づかなければならない。)

充実化(参審員の人数が6人 7人 9人と増える)

1970年：被害者の希望により秘密会にできる場合が定められる。

1986年：一定の事件(テロなど)については参審裁判から除外される。

(現在の仕組み)

重罪院に係属する前に、予審手続で事前調査したうえで、控訴院弾劾部において、重罪院の公判に付するか否かの決定をする。

重罪院は各県(県庁所在地)に設置。非常設(ジロンド県では1年に15セッション)

口頭審理主義

公判手続の中断がない(継続性の原則)

人民の判断の尊重 二審制不採用（上訴は手続面の瑕疵についてのみ）
判決理由は示されない

評決

裁判官と参審員全員の多数決制

以下の場合には特別多数決制（参審員の過半数の賛成が必要。つまり少なくとも8票必要ということ）。

- ・被告人に不利な判決
- ・加重事由
- ・法定刑の最大限を宣告するとき

量刑については、2回票決しても決まらない場合、3回目以降は其中最も重い刑を主張する意見を除いた上で行う。

（改革の動き）

ヨーロッパ人権条約との関連で、二審制不採用及び判決理由不表示という点が批判される。

1992年、94年：改正法案が提出されるが、いずれも不成立。

1996年：重罪院の判決について控訴制度を導入する法案が提出されたが、議会解散で成立せず（なお、後述(10)参照）

（参審員の選定）

手続

23歳以上の仏市民であること。選挙人管理名簿から、以下の四段階の手続を経た上、選出される。

予備的名簿作成（市町村長の監督）

各県ごとの年次名簿作成（県議と裁判官による選定）

1,300人に1人（パリ市は総勢1,800人）

200人以下にはできない。

開廷期名簿作成

35人（他に補充で10人）

欠格事由に該当する者を除外

重罪院における参審の構成

不出頭には罰金

1994年改正により、以前に有罪判決を受けた人でも参審員になれるようになった。

辞退

免除事由に該当する場合にのみ認められる（例えば、銀行強盗事件における銀行員、小さな町における知り合いの者など）。なお、両当事者には専断

的忌避権がある（被告人側 5 人まで、検察側 4 人まで。理由なしでよい）

（参審員の職務）

事案の分析

警察の捜査の不十分なところをフォローする。

被告人の人格の理解

参審員の権利：情報を得る権利、質問提出権、メモも取れる。

参審員の義務：注意義務、公正義務

（公正性の保障）

参審員には以下の義務が課せられている。

◇ 第三者との接触禁止

◇ 審議についての守秘義務

（評価）

参審制は維持すべき

（理由）・プロと素人とが全く対等に協働する。

・判決の正当性を保障する。

・国民の司法へのアクセスの機会の保障する。

参審制は民主主義社会における市民性の具体的現れ（納税義務、兵役義務と同列）

< 質疑応答 >

控訴を認めるべきとの意見があるが、それでも参審制は機能しているといえるのか。

（答）そういう意見があるからといって機能していないと言うことはできない。他の欧州諸国の司法制度と統一を図る必要があるということだ。事実認定において、控訴審で変わることはほとんどないといえよう。極端な判決が出た場合など例外的なケースに限定。

参審員に選ばれた者は義務を果たしているか。

（答）任命された者が辞退するケースはほとんどない（病気や仕事の場合のみ）。

市民の参加をなぜ刑事のみに限っているのか。

（答）司法の危機を救う一つの方策と考えている。

参審員は裁判官にリードされるということはないか。

（答）あり得る。避けがたいことと思う。裁判官は参審員に対し、情報提供義務があり、実際には参審員にとってプレッシャーになることもある。

そうならないようにするのが裁判長の役目である。また、参審員がどう受け取るかという問題もあり、非常にデリケートな問題である。

参審員と裁判官とで判断が割れるということ（特別多数決の場合）は現実にはあるのか。

（答）非公開だから実際には分からない。ただ、議論の段階で分かれることはあると思う。

(3) パリ重罪院 (Cour d'Assises de Paris)

日時：5月3日(水) 9:30 ~ 12:00

面談者：イブ・コルノル (Yves CORNELOUP) 裁判長

開廷前の30分程の時間を利用し、コルノル裁判長と面談し(陪席裁判官1名が同席)、その後担当する事件を傍聴した。

<面談>

15日間で1事件を担当するのか。

(答)今回は2つの事件を担当する。一つは8人組の武装集団による窃盗事件、もう一つはカンボジア人居住地区における殺人事件だ。

同じ参審が2つの事件を担当するのか。

(答)6つの事件まで担当する可能性がある。名簿登載者30人の中から選ぶ。1回も選ばれないという可能性もある。

1人あたり1事件程度か。

(答)それはわからない。くじ引きによる。また、忌避される場合もある。参審員になる頻度は、何年に何回ぐらいか。

(答)全くの偶然だが、多くの人が1回は当たると思う。

社員が参審員に選ばれることに関し、会社はどのような認識を持つか。

(答)徴兵の義務と同じで、国民の義務である。どう思うかは個々の会社による。なお、参審員になれば1日あたり約400FFの手当てが支給される他、各種の補償がある。

殺人事件でどのくらいの審理期間を要するか。

(答)事件による。1ヶ月間続くものもあるし、1日で終わるものもある。

1ヶ月続く場合は、参審員は自宅に戻れるのか。

(答)イギリスのような厳しいシステムを採っていない。自宅に戻ることもできる。要は個人の良心の問題だ。

1ヶ月後に評決する場合は、記憶は少し不明確ではないか。

(答)参審員は、それぞれメモをとっているので大丈夫だと思う。

記録を読んでいる裁判長と、読んでいない参審員との意見の食い違いはあるか。

(答)それぞれが判断するので、食い違う場合もあれば、ない場合もある。

事件内容等について理解できないような人が参審員に選ばれた場合はどうするか。

(答)純粋な抽選性であり、イギリスのように審査を行うことはしない。そ

の点はイタリアと同じシステムだ。私は 10 年余りの間に約 5,000 人ほどの参審員を見てきたが、事件内容等について理解できない人はほとんどいなかった。仮に極端な人がいたとしても、意見は中庸に落ち着く。

裁判長は、フランスの参審制についてどう評価しているか。

(答：裁判長) 長い歴史を持っているシステムである。民主主義の実現に必要である。

(答：陪席裁判官) 全く同感だ。ただし、上訴を認めるべきであるという議論があるということを付言しておく。仮にこの仕組みを採ると、拘束期間が長くなり、ますます停滞する。また、国民主権との調和の問題もある。

(答：裁判長) 上訴を認めるべきであるとの議論については、第一審の国民より第二審の国民の判断を尊重することをどう説明するかという問題がある。また、被告人のみが控訴でき、被害者が控訴できないので、被害者より被告人を重視することにもなる。本当にこれでいいのか。現在改革案があり、それによれば、審査室を別に設けたりするなど、判決を再検討する機会を設けるという。

英米のシステムと比較して、仏のシステムの特徴は何か。

(答) フランスでは有罪無罪の決定と量刑の両方をやる。職業裁判官が関与することにより、良識と専門性を付与できる。なお、1939年から41年頃まではフランスでもイギリスと同じシステムを採っていたが、判決結果が死刑か無罪かに二極分化する事態になった(無罪率が40%にも達した)。ちなみにロシアでイギリスと同じシステムを採ったところ、これと同じ結果になっている。なお、死刑は1981年に廃止されている。

< 裁判傍聴 >

事件は、武装集団による窃盗事件であり、参審員の選任、移送裁定書の朗読、裁判長による被告人尋問、証人尋問(途中まで)までを傍聴した。

(4) パリ商事裁判所 (Tribunal de Commerce de Paris)

日時：5月3日(水) 14:30～16:30

面談者：ジルベール・コスト (Gilbert COSTES) 所長

クロード・ブレジロン (Claude BREZILLON) 名誉部長

ジョルジュ・ジムレイ (Georges ZIMERAY) 国際関係担当

はじめに、レフェレ(即決手続)室にてブレジロン名誉部長から商事裁判所の歴史についての説明があり、その後所長室にてコスト所長に挨拶した後、大法廷にてジムレイ国際関係担当から、商事裁判所についての説明を受け、つづいて質疑応答を行った。

1. レフェレ室

(商事裁判所の歴史的経緯)

他の裁判権とは独自に展開してきた。古代ローマの領事裁判官(juges consuls)制度まで遡る。紀元1世紀に商人が互選した裁判官に紛争処理を行わせた。紀元10、11世紀頃までには、広場や市場で商人の集会在慣習化し、他国(ベルギーなど)にも広まった。集会は年に3～4回開催され、特にシャンパーニュ地方が有名である。数千人が一同に会し、前期契約の調整及び次期契約の締結を行った。そしてその場で、博識な者を裁判官に選出した。当時から、取引の安全の保障や忠実義務など、近代的な側面を有していた。13世紀からは倒産制度も扱うようになる。16世紀になると広場での集会は消え、領主裁判権、その後国王裁判権が確立したが、訴訟が遅延し、商取引が麻痺するようになった。そこで、商事裁判所の迅速性が見直され、1560年に商人の代表者が復活を強く要請し、1563年に勅令により法文化された。その後、各地で商事裁判所が設立され、ルイ16世の時代に各地の組織が統一された。1789年の大革命後も生き残り、1807年の商事法改正により、ほぼ現在の形になった。1999年には国立司法学院との協力関係が始まり、モロッコでフランス商法をモデルにした商法典を作成した。

2. 所長室

<コスト所長の説明>

商人による裁判のメリット

- ◇ 問題点を的確に指摘できる
- ◇ 迅速性

◇ 経済界に与えるインパクトへの配慮ができる

◇ バランス感覚

最近では経済の国際化への対応が求められており、先端的な教育を行う必要性を感じている。

3. 大法廷

< 説明 >

商事裁判所は、フランス全土で約 180 ヶ所ある。

パリ商事裁判所は、裁判官の人数で約 5%、事件数で約 20%、金額で約 50%を占めている。改革もそれぞれの規模の違いを考慮しなければならない。

パリ商事裁判所には 145 人の商事裁判官がいる（全国の 5%）。

内訳は以下の通り。

法学博士：26 人

法学修士または商学修士：57 人

ENA 卒業生：25 人

グラン・ゼコールの卒業生：11 人

その他：26 人

大学の *diplôme* を有している者がほとんどであり、そうでない者もきちんと自己教育をしている。

裁判官の平均年齢は 50~55 歳。職歴の最後になる人が多いため。パリの大企業では上級管理職を出自させるケースもある。

出身業種は、保険、海運、製薬、コンピュータ、小売など

女性の裁判官は全体の 1/8 にとどまっており、個人的には残念に思っている。

裁判所内部では *tu* で話すというルールがあり、個人的関係を重視している。お互いの専門分野を把握しており、事件の配分ではそれを配慮している。

裁判官は、週一回の出勤。任期は最大で 2 年間。

3 人合議制による判決。

1 年で約 45,000 件の判決。中には 1 億ドル以上の事件も含む。その他所長名での決定の約 50,000 件を併せると、トータルで約 100,000 件が処理されている。

< 質疑応答 >

法学の *diplôme* を持つ商事裁判官は、ビジネス界に携わってきたということなのか。

(答)その通りだ。例えば国際部の7人についていえば、法学博士3人、DEA取得者1人、法学修士1人、ENA1人、高等商業学校1人。ちなみに出身業界は、私(ジムレイ氏)がコンピュータ(アップル社)、その他は銀行2人、広告業1人、海運業が1人(女性)、化学工業が1人などである。

デリバティブなどの先端金融商品関連の事件にはどのように対応しているか。

(答)会社法を専門に担当する部で対応している。ちなみに、会社法専門部には、株主同士の争い(株主総会決議無効の訴え等)を扱う部や、会社更生・倒産関係を扱う部、競争法関係(独占、寡占)を扱う部などがある。また、大規模又はセンシティブな事案(例えば、マスコミの関心を惹く事案、裁判官に利害関係がある事案など)や、国際関係事案(当事者が外国人の場合、条約関係、管轄権に争いがある場合など)を専門に扱う部もある。

商事に関する刑事事件はここで扱うのか。

(答)扱わない。但し、共和国検事が3人おり、倒産事件等で刑事事件の端緒がないかチェックしている。例えば退職年金基金の資産運用や破産事件における詐欺など。

無給の上多忙だというのに、商事裁判官になる動機は何か。

(答)デリケートな問題だ。各自で異なるだろう。例えば私(ジムレイ氏)は、多忙な生活が終わったらどうなるかが不安だという、息子の弁護士の一言がきっかけになっている。また、大学時代に身につけた知識が利用できる。権威的側面に惹かれたという面もあるかもしれない。商事裁判官になることは一般的には名誉なことである。現に有罪判決を受けた会社の社員はなれない。ただし、何か見返りを求めてなっているのではないかという批判はある。

商事裁判官にも法学教育が必要ではないか。

(答)リーガルマインドは全ての商事裁判官が持っている。論理性・バランス性は知識とは別のものであり、ビジネス経験や商事裁判官としての経験により磨かれていくものである。科学者は理論を現実には当てはめて真実を発見するが、具体的な方法は各自が見つけていくべきものである。要するに知識ではなく方法が大事である。例えば、釣りでは方法が大事なのであって、魚についての詳細な知識は不要である。

職業裁判官を関与させようとする動きに対してはどう思うか。

(答)いろいろ言いたいことがあって、一言では話せない。

(5) 司法省 < 司法業務局 > (Ministère de la Justice < Direction des Services Judiciaires >)

日時：5月4日(木) 10:30～12:30

面談者：ピエール・ビジェイ (Pierre BIGEY) 課長
コリンヌ・ロラント (Corinne LORENTE) 氏
オリビエ・ノダン (Olivier NAUDIN) 氏

司法官の地位及び司法業務課 (Bureau du Statut des Magistrats et du Contentieux des Services Judiciaires) のビジェイ課長から、主として司法官の養成についての概略説明を受け、その後質疑応答を行った。なお、当課は、司法官の身分・地位に関する法律一般、及び国立司法学院関係を担当している。

続いて、裁判所組織に関する法規を担当している、司法官のロラント氏と法廷書記官のノダン氏から、商事裁判所や労働裁判所等の特別裁判所についての概略説明を受け、その後質疑応答を行った。

1. ビジェイ課長との面談

< 説明 >

司法官の養成について

- ◇ 主として、国立司法学院の卒業生から採用している。入所試験は「王道」といわれる。3種類に分かれている。

学生対象(外部試験)

公務員対象(内部試験)

社会人対象

入所後は31ヶ月の研修を行っている。

- ◇ また、特例的に直接司法官に任用するルートもある。これには本格的任用と一時的任用がある。

本格的任用

昇進委員会(委員は司法官の互選による)による書類審査で選考する。一番下のレベル(第2階級)でも、35歳以上、7年間の専門職業経験、法学修士号という条件をクリアしなければならない。弁護士からの応募が多いが、その他にも公証人、執行官、警察関係者などからも応募がある。裁判所における6ヶ月間の研修期間の後、司法官の評価を経て、昇進委員会が任用の可否を決定する。この制度の利点は、司法界の外との関係を持ち、司法界に新しい血を取り込むことができ

る点にある。また、年齢層も幅広くなるので、社会の年齢階層を反映できる。毎年の合格者数は30人程度である。

一時的任用

任用期限を限定することによって、様々な職務経験を持つ者をより広く募集することができる。以下の2通りがある。

- ・ 出向：行政官や大学教授が出向する。期間は5年間。年間7~8人。
- ・ 一時的任用司法官：陪席判事や予審判事をパートタイムで勤める。期間は7年間。こちらは、実際はあまり機能していない。

< 質疑応答 >

ENM 入所試験の と特例任用が並存しているのはなぜか。

(答) 全く別の制度。特例任用は、書類審査が厳しく、年齢条件や研修期間も ENM 入所試験の とは異なる。

特例任用において、勤務地の希望が通るか。

(答) 昇進委員会が任用を決定する際に、司法省がポストを提案するが、その際に応募書類に記入されている希望を考慮することはある。

弁護士として成功している人が司法官になろうとするのはなぜか。

(答) 成功していない弁護士を任用するわけにはいかない。応募書類には年収を記入する欄がある。弁護士として成功している人はかなり上級のポストを希望して応募する。弁護士より司法官の方が仕事上のストレスが少ないと考えているようだ。また、弁護士としてのキャリアを長年に渡って積み上げてきて、このあたりで反対の立場の仕事にも就いてみたいと思うという面もあるだろう。

特例任用に対する評価及び改善すべき点は何か。

(答) 一般の人はこのような任用形態はほとんど知らない。司法界に限れば、任用当初は、研修を受けていないので、一種の差別意識のようなものはあるという。しかしその後、執務を通じて才能を証明していけば、それは消えていく。かなり上級のポストにまでいく人もいる。現在、特例任用の枠(数、対象)を拡大しようという動きがある。また、昇進委員会の構成についても、司法官以外の人を入れるべきだとの意見もある。

理工学系、医学系の人々に対しては門戸が開かれているか。

(答) 正規ルートは修士号をもっていけばよいのだが(法学修士号に限らない)試験が難しい。直接任用でも制度的には排除されていないが、法律の素養が必要なことには変わりはない。中には国立理工科学学校卒業者で司法官になった人もいる。今後は一時的任用の方ではそういう人が増えるかもしれない。

司法官養成と大学教育との関係はどうか。

(答) 実際の入所者のほとんどが法学修士号を有している。

例) 1999 年度合格者 155 人中

59 人 法学修士 (Maîtrise)

62 人 D.E.A, D.E.S.S 取得

26 人 ENA 卒業

8 人 それ以外 (おそらく経済学修士)

法職課程教室で受験勉強に専念する余り、受験技術に走るという問題はないか。

(答) 受験準備のために、少人数でテクニックを磨いているが、特に悪いことだとは思っていない。

2. ロラント氏、ノダン氏との面談

< 説明 >

商事裁判所について

国際取引の増加に伴い、非職業裁判官のみで構成されるフランスの商事裁判所に対して、EU 諸国から、公平性、中立性に欠けるとの批判がある。そこで、倒産、会社等、第三者の権利に深く関わる事項に関する事件 (経済的公秩序に関わる事件) については、職業裁判官を裁判長に据えるという改革案が検討されている。また、商事裁判官の教育、職業倫理に関する条文の創設、商事裁判官に対する統制、規律 (検察官等による監視など) について議論されている。

労働裁判所について

個人の労働事件 (解雇等) を管轄する (労働紛争などは大審裁判所)。労使代表である非職業裁判官により構成される。和解、即決手続 (レフェレ) は 2 名 (労使代表各 1 名) であり、弁論手続は 4 名 (労使代表各 2 名) である (裁判官数が偶数である手続は他にはない)。評議が可否同数である場合には、職業裁判官が裁判長になる。

< 質疑応答 >

商事裁判所の改革について。倫理規程の条文化が検討されているようだが、具体的な問題が起きたのか。

(答) 具体的な事案とは関係ない。また、商事裁判所自体に疑念があるわけではない。客観的に公平な外観を持たせるとともに、EC 法との整合性を図る必要があるということ。

特別裁判所の非職業裁判官に対する法律の訓練のシステムはどうなっているか。

(答) 商事裁判所には訓練センターがある。昨年からはENMと提携している。

労働裁判所にはそういうセンターはなく、システムも特にない。ただし、控訴院での研修はある。非職業裁判官に対する教育の必要性は感じている。

(6) 弁護士事務所 (NGO, MIGUERES & ASSOCIÉS)

日時：5月4日(木) 15:30～16:30

面談者：橋本明弁護士

ピエール・ユング (Pierre JUNG) 弁護士

ユング弁護士から当事務所の概略、弁護士業務、弁護士養成制度についての概略説明があり、その後、質疑応答を行った。

橋本明弁護士は、日本、フランス、米国ニューヨーク州においてそれぞれ弁護士資格を有している。

<説明>

事務所の概略

企業法務、ビジネス・ローを扱っている。コンサルティング、訴訟関係(仲裁を含む)が中心。現在25名の弁護士が在籍。海外支店はない。

弁護士業務について

フランスの弁護士業務は、コンサルティング・商事関係と、民事・刑事訴訟関係に分化しており、前者は法律顧問職 (conseil juridique) が担っていた。しかしそれでは不便だということで、1992年に両者の資格が統一された。その他に公証人という職種があるが、これは公正証書の作成と不動産に関する業務を独占しており、弁護士業務とは区別されている。また、公認会計士は、会計に関連する範囲内で法律業務のみを行うが、弁護士の業務との境目があいまいであり、複雑でない契約に関する業務を事実上行うなど、会計士が行う業務の範囲は広がってきている。

弁護士は控訴院まではどの裁判所でも弁論ができる。但し、破産院での弁論はコネクト及び破産院付弁護士のみが行える。また、商事裁判所、労働裁判所での弁論は、商事、労働に関する事柄についてのものなので、法律面を中心とする通常裁判所での弁論とは、スタイルが異なるため、弁護士は行わない。しかし、控訴院に上がってくれば弁護士が弁論をするので、そこで法律面は是正できる。

弁護士養成について

4年間の大学学部教育を受けた後、弁護士研修学院での1年間の研修を終えると研修弁護士となり、弁護士業務をしながらさらに2年間の研修を受ける。それが終わると正式な弁護士名簿に登録されることになる。司法官の養成とは全く別系統になっており、そのことが相互理解の妨げになっているという指摘もある。

< 質疑応答 >

当事務所においては、どの程度専門分化が進んでいるか。

(答) かなり進んでいる。

公認会計士との共同はあるか。

(答) 両者では、養成ルート、職業倫理、守秘義務の範囲など相違点もあるが、業務内容を明確に区分すれば共同もあり得る。

事務所形態は法人、アソシエーション(組合)の両方があり得るが、法人形態は持分の問題(例えば誰かが独立する場合)があり面倒なため、一般的に少ない。

弁護士と司法官との間で対立があるのか。

(答) あるといえる。弁護士は司法官に対して、閉鎖的で社会の実情に疎いと感じている。司法官は弁護士に対して、金儲けに走り得体の知れないことをやっているというイメージを持っている。これは、養成ルートが別になっているという点が大きいの。個人的には、一緒にやった方が互いの考え方が分かって良いと思う。また、弁護士と裁判官の間の相互交流システムを作ることが望ましい。

キャリアシステムの下での裁判官に対してどういう印象を持っているか。

(答) 法律には詳しいが、社会、経済の実態を知らない。特に刑事では、法律に付随する分野についての専門的知識に欠ける面がある。例えば会社資産の濫用罪において「会社のため」という要件があるが、この判断については会社の実態についての知識が必要であるが、実際にはそういう知識をあまり持っていない印象を受ける。

弁護士から司法官を直接採用するシステムについてどう評価するか。

(答) 条件がかなり厳しいが、志望者は多く、機能していると思う。

学部の授業と法職課程コースの授業は関連しているか。

(答) 全く違う。法職課程コースの方は試験対策中心であり、抽象的課題について自分の考えをまとめる練習をする。

弁護士の数は適当であると考えているか。

(答) 多すぎるということはない。パリに一極集中しており、地方は少ないかもしれない。今より数が多くなっても潜在する需要が増えるので今と同じ状態かもしれない。

重罪院では上訴が制限されているが、誤判が多いと思うか。

(答) 別の重罪院にチェックさせるという法案が提出中であるが、これは弁護士会の従来の考え方に合致する。参審員の判断は社会情勢に左右されることがある。また、重罪院での審理には時間がかかるが(3~4年)、これは参審制をとっている影響と考えられる。そこで、弁護士としては、事件の性格付け(軽罪か重罪か)に対する配慮をし、手続を選択するこ

とが重要とされている（例えば、子供に対する性犯罪）。しかし、控訴院への上訴を広げて、職業裁判官の関与の度合いを強めると（中性化）、結局職業裁判官が参審の判断を覆すことになるので、参審制の否定につながる。別の重罪院にチェックさせるという法案は、これらを考慮した妥協の産物である。

参審員に対する裁判官の影響力はどの程度か。

（答）各裁判官による。

弁護士の非行には、どのように対処しているか。

（答）弁護士会の理事会の決定によって処分する場合がある。

(7) 司法省 < 欧州・国際局 > (Ministère de la Justice < Service des Affaires Européennes et Internationales >)

日時：5月4日(木) 17:30～19:00

面談者：ジャン・ピエール・ピカー (Jean Pierre PICCA) 協力課長
ジスレンヌ・ジュルヴェ (Ghislaine GERVAIS) 協力課員

はじめに、ピカー課長からフランスにおける司法制度改革についての簡単な説明があり、その後質疑応答を行った。

< 説明 >

司法分野における日仏協力関係強化は重要と考えている。両国は、司法制度改革に取り組んでいる点が共通している。

フランスの司法制度改革は重要な局面に差し掛かっている。

1996年12月にシラク大統領が司法制度改革に関する方針を表明し、それを受けて、1997年1月にはトリューシュ破棄院長を委員長とする司法改革委員会が設置された。同委員会は、同年7月に報告書を提出し、それを基にギグー法相が司法全般にわたる改革案を作成し、同年10月に公表した。

< 質疑応答 >

上訴ができないという点は、日本の陪審制がうまくいかなかった理由の一つに挙げられているが、フランスではどうか。

(答) この点に対しては批判が強く、特に、少なくとも2度の司法判断の保障を定める欧州人権条約に反しているという批判が強い。現在、他の重罪院でもう一度審理させるという改革案が出されているところだ。

参審員に対する圧力はあるか。

(答) ない。ただ、コルシカ島では、集団犯罪に絡んで脅迫されるという事例があったが、すぐに明らかになった。

知的財産権分野における専門家の登用の状況はどうか。

(答) 予審判事を、税関、会計、国税等の専門家がサポートするシステムがある。最近、関連のセクションを設け、専門分野に対応できる体制を整えつつある。

(8) パリ弁護士研修学院 (Ecole de Formation Professionnelle des Barreaux de la Cour d'Appel de Paris)

日時：5月5日(金) 10:00～12:00

面談者：ジャンヌ・ティエ・プレトナール (Jeanne TILLHET-PRETNAR) 学院長
ジャン・ジャック・ノロンダ (Jean-Jacques NERONEAT) 研修コーディネーター
カトリンヌ・リスフラン (Katherine LISFRANC) 外国語・外国法課長

ノロンダ氏から弁護士研修学院における研修内容等についての概略説明があり、その後、プレトナール学院長、リスフラン氏にも加わってもらって、質疑応答を行った。

< 説明 >

4年間の大学法学部教育を終了すると、法学修士号 (Maîtrise) が与えられる。

卒業後は IEJ という法職課程に入り、弁護士研修学院入所試験に備える。実際は4年次から入る者が多い。入所試験は難しく、5～7年の法学教育を受けているにも関わらず、各大学の学生の1/4～1/3しか合格しない。

弁護士研修学院では、実務への橋渡し (理論の適用) を目的として、1年間の教育を行う。

弁護士研修学院は20年前に設立された。それ以前は大学卒業後すぐに弁護士になっていたが、実務面での不足が目立っていた。

研修内容

弁護士の様々な在り方に対応した教育を行う。

- ◇ 民事訴訟実務の初歩 (クライアントとの対応、訴訟関係書類の書き方、法廷シミュレーション、判決の執行など)
- ◇ 民法、商法など5つの分野
 - ・ 具体的ケースを与え、考えさせる。
 - ・ 1週間後、教官と1対1で面談
 - ・ シミュレーション
- ◇ 他の分野も幅広く教育する (社会法、EC法、会社設立手続、契約書作成など)。
- ◇ 口頭表現の技術
 - ・ 議論方法 (レトリック)
 - ・ 専門化 (俳優など) による指導

・セミナー形式

- ◇ 語学教育（英語、独語、西語）
- ◇ 外国研修
- ◇ 職業倫理教育（大教室での講義形式。講師は弁護士会会長など）
- ◇ 実務研修

実務研修の内容。

- ◇ 弁護士事務所や裁判所における研修

- ・裁判所：1ヶ月間

司法官の協議に参加できる。司法官の仕事振りを見ながら、司法官が弁護士に要望することを理解する。

- ・弁護士事務所：4～5ヶ月間

実務を経験する。研修先は、将来の就職先とすることを念頭に、自分で選ぶ傾向。

- ◇ コンピュータなどの実習

- ◇ 少人数制のケーススタディ

7～800名の教官（80%が弁護士、20%が司法官）、約1100名の学生。
物理的限界から支部を2つ設立した。

学生は、その属性に応じて15グループに分け（1グループ72人）、
異なったローテーションでカリキュラムを組む。

CAPA（弁護士適格証明）取得試験について

筆記試験と口述試験により総合評価を行う。

- ・筆記（法律相談、書類作成）
- ・口述（倫理、口頭弁論、外国語、研修報告書）

研修所の財政状況

教育水準を守るために弁護士会がかなりの犠牲を払っている。設立時は、
国が半分を負担していたが、その後、金額を固定化したため、国の負担割合は下がり、現在は13%にとどまっている。

< 質疑応答 >

研修学院はフランス全土でいくつあるか。

（答）24カ所。基本的には控訴院所在地にある（全てにあるわけではない。）

学生の総数はどのくらいか。

（答） パリ 1,100名
ベルサイユ 300名
リヨン 140名
ボルドー 60名
ディジョン 60名

ストラスブール 60名 など

各研修学院相互の連携の有無。

(答) 基本的には各センターは独立している(最低限の法規を共有するのみ)。ただし、協会があり、情報交換の場になっている。

フランスでは弁護士の地方への適正配置についての配慮がなされているか。

(答) 特に何もしていない。弁護士はどこで仕事しようと基本的には自由で、強制されない。ただし、パリでは就職難である一方、地方では住民により近いという理由から、地方を好む者も多い。このような背景から、自然に調整がなされていると思う。

日本では、大学法学部教育と研修所の連携がうまくいかず、学生は受験テクニックに走り、レベルが低下している。フランスでは同様の現象が見られるか。

(答) フランスの大学教育は良質であり、問題があるとは思っていない。語学試験はあるのか。外国語に関して学生のレベルはどうか。

(答) 語学試験はある。学生のレベルには満足していない。1/3は優秀だが、2/3は学力不十分。これはフランスにおける語学教育のあり方に由来している(語学教育は教養とみなされていたという背景もあり、中高5年間しかやらない)。語学ができないと、語学の堪能な他国の弁護士に、フランス国内のクライアントを奪われてしまう。ただし、最近では以前よりはこうした現象は少なくなってきた。

研修期間は1年間で十分か。

(答) CAPA試験受験までが1年間ということ。その後も研修弁護士として2年間の研修を受けるし、その後も継続教育はなされる。弁護士の研修に終わりはない。

CAPA試験に合格できなかった者はどうなるか。

(答) もう一度受けなおすことができる。それでも合格できなければ、企業法務担当者等に転身することになるが、そうした者もある程度成功していると聞いている。

司法官と弁護士の分離養成のメリットは何か。

(答) 実は分離養成には反対である。かつては1年間だが共通の研修を受けていたが、互いの仕事内容が理解できたので、よいシステムだったと思う。

継続教育の内容。

(答) セミナー、シンポジウムを定期的に(1ヶ月に1回程度)開催している。最近では刑訴法、労働法の改正についてのセミナーを開催した。参加義務はない。

学校教育において倫理教育はどのようになされているか。

(答) フランスの学校教育では道徳教育はなされていない。その役目は宗教が果たしてきた。

一般社会人からの弁護士への採用の道はあるか。また、そういう者に対する補充的な教育システムはどうなっているか。

(答) 企業に8年間勤めた者が弁護士会による書類審査で弁護士資格を与えられるという制度はある。しかし数は非常に少ない。

当学院での男女比。

(答) かつては、男：女 = 10：1 程度だったが、今では1：2 程度になっている。

弁護士の人口は、実感として多いと思うか。

(答) 人口100万人当たり600人の弁護士数であり、少ないと思う。日常生活で弁護士に接する国民は少ないのではないかと思う。司法官もまた少ないので、欧州議会からは訴訟遅延を指摘されている。

(9) パリ第2大学法学部 (Université Panthéon-Assas, Facultés de Droit)

日時：5月5日(金) 14:00～16:00

面談者：フィリップ・テリー (Philippe THERY) 法学部教授

フランスの法学教育システムの概略説明を受けた後、質疑応答を行った。

< 説明 >

フランスでは法学教育は大学で行っている。グランド・ゼコール(grandes écoles)では行っていない。

行政系統の裁判官は、国立行政学院 (ENA) の卒業生で占められており、卒業後コンセイユ・デタや会計検査院その他の行政機関に入る。法学教育以外の教育を受けた人が多い。

司法官と弁護士が共通の研修を受けた方がよいという声が多いが、本当にその実現を望んでいるわけではない。なぜなら、相互に警戒心があり、待遇にも違いがあるからだ。また、弁護士の仕事のウェイトが訴訟より相談に移ってきている。仲裁件数も多い。

< 質疑応答 >

大学法学教育の役割についてだが、日本では法曹養成を意識してこなかった。その結果、法曹を目指す学生は予備校に通い、受験技術を身につけることに専念したため、法律の体系的理解に欠ける者が多いという現状にある。フランスにおける大学教育と法曹養成の関連はどうか。

(答) 弁護士になるには法学修士号取得が必須だが、司法官では必須ではない。しかし、司法官についてもほとんどが法学教育を受けてきた。大学は法職課程教室 (Institut d' Études Judiciaire, IEJ) を通じて受験準備段階に参加している。弁護士研修学院入所試験の試験委員は、弁護士、司法官、大学教授で構成されている。また、試験科目には法学理論の科目もある。こうしたことを考えると、大学教育と法曹養成の間には大きな断絶はないと思う。また、司法官は実務を知らないという批判があるが、それは当たらない。大学院の研究コース (DEA) では法学理論教育が行われているほか、国際法、経済法のコースもある。一般的な知識は身につけている。

大学教育が実務と関連性を持っているならば、なぜ IEJ が必要なのか。

(答) 試験には大学教育内容とは異なるものも含まれている。例えば、一般

教養科目や、実務的能力をみる科目などである。これらは法学部教育では対応できないものである。

IEJは大学教育を補うものか、それとも必要悪か。

(答) 必要不可欠であるとは思わないが、もしIEJがなければ学生は予備校に行くことになるだろう。かつてはIEJでの履修内容を法学部の単位に振り替える制度があった(現在は無い)。

IEJの教員は大学教授なのか。

(答) 大学教授のほか、弁護士や司法官もいる。一般教養科目対策として高等師範学校からの教授も来ている。

IEJの授業料はいくらか。

(答) 授業料は無料。ただし登録料(2,500FF)は払わなければならない。この点は大学学部についても同様だ。

IEJへの入所試験はあるか。

(答) ない。

大教室における一方的講義方式から小人数での双方向的授業へ指向する動きはあるか。

(答) 大教室での講義方式が中心だ。100人以上であり、中には2,000人という場合もある。なお、40年ほど前から20~30人での授業も導入されている。例えば、破毀院判決について、大教室での講義で概要を解説し、その後、小人数での授業で分析を行っている。学生数については大学により規模が異なる。パリ第2大学では3~4年次はかなり学生が集まるが、これは、当大学のDEAに入りたい学生が、学部3~4年次から当大学の授業を受けておいた方が有利であるという「信仰」を持っているからである。

実務家との人事交流はあるか。

(答) 法学教授には自動的に弁護士資格が与えられる(但し、パリ第2大学では兼任を禁ずる慣習がある)。法律コンサルティングをやる者はいるので、その限りでは実務界とのつながりはあるといえる。また、大学教授が一時的に司法官になることもある。また、実務家が1年の半分ほど、大学の助教授として教えるシステムもある。銀行などの企業法務担当者もいる。破毀院第一院長はかつて競争法の教授をしていた。ただしこれはDEAコースに限定されている。

実務家教員の報酬は十分か。割に合わないという場合はないのか。

(答) 他の教授とほぼ同じ。本来の仕事をやめるわけではないので、不満はないと思う。

(10) まとめ（調査後の制度改正の動きも含む）

(参審制)

刑事における参審制は、革命以来の歴史を有しており、完全に社会に定着しているようである。当初は陪審制としてスタートしたものが途中で参審制に移行したという経緯もあり、確かに様々な問題が指摘されているが、法曹界においては、廃止しようという考えはなく、民主主義の実現に欠かせない重要な制度であるという認識を持っている。ただし、残念ながら今回は、参審員に話を聞く機会を持たず、一般市民がどのような認識を有しているか、また、法曹界との認識の差の有無について把握できなかった。

2000年6月15日に、「無罪の推定及び被害者の権利の強化に関する法律」が成立し、刑事訴訟法等が改正され、重罪院の有罪判決に対して、被告人、検察官、附带私訴原告等からの控訴が行えることとなった。第一審としての重罪院が職業裁判官3名と参審員9名で構成されるのに対し、第二審としての重罪院は職業裁判官3名と参審員12名で構成されることになった。これに伴い、第一審も控訴院弾劾部を経ずに、予審判事による予審のみを経て重罪院に係属することとなった。

(商事裁判所)

ローマ帝国以来の長い歴史に裏付けられ、独自に発展してきた制度であるが、近年のEU統合の動きに伴い他のEU諸国から、非職業裁判官のみで裁判を行う点で裁判の公平性・中立性に疑問があるという批判の声が挙がり、職業裁判官を手続に関与をさせようという意見が強まった。

そして、会社の再建・清算手続、競争関係の係争、商事会社の契約に関する紛争については、司法官が勤める裁判長1名と、商事裁判所裁判官(非司法官)2名から構成する混成法廷(Chambre Mixte)が担当することとする法案が、閣議決定された(2000年7月18日)。

(法曹養成制度)

司法官(裁判官、検察官)と弁護士とがそれぞれ別系統の修習を受けるシステムになっており、この点が統一的に修習するわが国のシステムとは大きく異なっている。この分離修習システムは、司法官と弁護士との間に少なからず存在する不信・対立の原因と考えられており、特に弁護士側からは否定的に評価されている。ただし一方で、統一修習を本気で目指すというわけではないという声もあった。

また、大学が法曹養成において大きな役割を果たしている。理論教育は大学でしっかり行っているため、国立司法学院及び弁護士研修学院ではそ

れを踏まえて実務修習に的を絞ることができる。また、大学は、法職課程教室（IEJ）を通じて、法曹養成に関与しており（また、さらに弁護士研修学院入学試験には、大学関係者がその運営に直接タッチしている）学生が予備校等に頼ることなく、法曹を目指す体制が整っている点は注目される。

両学院の入学試験はかなりの難関であるが、受験生がテクニックに走るという懸念は抱いていないようである。

（裁判官任用制度）

司法官の養成機関である国立司法学院の入学試験に、大学卒業生の他に公務員や民間企業人が受験できるコースを設けたり、また、社会人からの直接任用制度を用意するなど、司法官の人材の多様化を重視していることがうかがえる。これらの制度については、概ね肯定的な評価が得られている。

以 上